

介護報酬の算定構造

介護サービス

 : 平成30年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
- ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

Ⅰ 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者のサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+66単位(198単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (Ⅰ) +20/100 特定事業所加算 (Ⅱ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅲ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅳ) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従事者養成研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
		(2) 20分以上30分未満 (248単位)											
		(3) 30分以上1時間未満 (394単位)											
		(4) 1時間以上 (575単位に30分を増すごとに+83単位)											
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (181単位)											
		(2) 45分以上 (223単位)											
	ハ 通院等乗降介助 (1回につき 98単位)												

二 初回加算 (1月につき +200単位)

ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部 分浴を実施した 場合	注 事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同一 建物の利用者 の20人以上にサ ービスを行う場 合	注 特別地域訪問入 浴介護加算	注 中山間地域等 における小規模事 業所加算	注 中山間地域等に 居住する者への サービス提供加 算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)

ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (311単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位				1月につき +574単位			
	(2) 30分未満 (467単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (816単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,118単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (296単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (263単位)	×90/100				+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (396単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (569単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (836単位)												
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位					-97単位	
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)													
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)													
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)													
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)		(1)看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +600単位) (2)看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)											
チ サービス提供体制強化加算		イ及びロを算定する場合 (1回につき 6単位を加算) ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)											

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上においてサービスを行う場合	特別地域訪問/ハビテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	施設集中/ハビテーション実需加算	加配リハビリテーション実需加算(Ⅰ)	加配リハビリテーション実需加算(Ⅱ)	加配リハビリテーション実需加算(Ⅲ)	加配リハビリテーション実需加算(Ⅳ)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上においてサービスを行う場合
イ 訪問/ハビテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 290単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上においてサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上においてサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +420単位 (2回を1回を標準)	1回につき →20単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											
ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)												
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)												
			： 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問/ハビテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目									

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注							
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)	特別な事例の採算が行われている在宅の利用者又は居宅系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合	+15/100	+16/100	中心施設標準に準ずる者へのサービス提供加算						
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (483単位)										
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)										
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) 《在宅時緊急対応管理科 又は特定施設入居時等 薬学総合管理科を算定 する場合》	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位)											
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (294単位)											
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (250単位)											
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (483単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (558単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (414単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)					+100単位					
											(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (378単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (483単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)											
			ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (395単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (323単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)								
												ヘ 保健師、看護師が行う場合

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

6 通所介護費

[illegible]

MC-42

※「生活行為向上」は、リハビリテーションの要否後に「介護」リハビリテーションを要した場合は減算については、「生活行為向上」に付加加算と対する評価であるため、告示の順に記載。ただし、算定構成上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員」の員数が必要に満たない場合と「理学療法士等体制強化加算」の間に該当するもののみならず単位数を算定する。

※「生活行為向上」及び「リハビリテーション」の両施設に「リハビリテーション」を併設した場合の設置については、「生活行為向上」及び「リハビリテーション」施設加算」と対応する部類であるため、各々の欄に記載した。ただし、認定機構としては、「医師、理学療法士・作業療法士・言語療法士、看護・介護職員」の員数が基準を満たさない場合に「理学療法士・作業療法士加算」の欄に注があるものとなり、単位数を算定する。

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488	1489
------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

8 短期入所生活介護費

[illegible]

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

介紹 9

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

[illegible]

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注					
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	夜室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合			
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)	看護<6:1>介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i)	<従来型個室>	要介護1 (673 単位) 要介護2 (722 単位) 要介護3 (770 単位) 要介護4 (818 単位) 要介護5 (867 単位)	×70/100		診療所設備基準 減算 －60単位	－25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位	
			b.診療所短期入所療養介護費(ii)	<療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (700 単位) 要介護2 (752 単位) 要介護3 (802 単位) 要介護4 (852 単位) 要介護5 (903 単位)									
			c.診療所短期入所療養介護費(iii)	<療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (691 単位) 要介護2 (741 単位) 要介護3 (791 単位) 要介護4 (840 単位) 要介護5 (890 単位)									
			d.診療所短期入所療養介護費(iv)	<多床室>	要介護1 (777 単位) 要介護2 (825 単位) 要介護3 (875 単位) 要介護4 (922 単位) 要介護5 (971 単位)									
			e.診療所短期入所療養介護費(v)	<療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (809 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (911 単位) 要介護4 (961 単位) 要介護5 (1,012 単位)									
		f.診療所短期入所療養介護費(vi)	<療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (848 単位) 要介護3 (898 単位) 要介護4 (947 単位) 要介護5 (998 単位)										
		(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	看護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i)	<従来型個室>									要介護1 (596 単位) 要介護2 (640 単位) 要介護3 (683 単位) 要介護4 (728 単位) 要介護5 (771 単位)
				b.診療所短期入所療養介護費(ii)	<多床室>									要介護1 (702 単位) 要介護2 (745 単位) 要介護3 (789 単位) 要介護4 (832 単位) 要介護5 (876 単位)
				(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)	<ユニット型個室>									要介護1 (798 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (943 単位) 要介護5 (992 単位)
					(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)									<療養機能強化型A> <ユニット型個室>
				(三)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)										<療養機能強化型B> <ユニット型個室>
			(四)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)	<ユニット型個室の多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (943 単位) 要介護5 (992 単位)									
	(五)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)			<療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (825 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)									
	(六)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)	<療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (816 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,015 単位)											
		(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (905 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)	+60単位										
	(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
	(5) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
	(6) 特定診療費													
	(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)												
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)												
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)														
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)													
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)													
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)													
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)													
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計														

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注													
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合												
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,081 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,209 単位) 要介護5 (1,273 単位)	×70/100	×90/100		×90/100															
			b認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,122 単位) 要介護2 (1,187 単位) 要介護3 (1,250 単位) 要介護4 (1,315 単位) 要介護5 (1,378 単位)																			
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,097 単位) 要介護4 (1,164 単位) 要介護5 (1,230 単位) 要介護1 (1,068 単位)																			
			b認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 (1,135 単位) 要介護3 (1,201 単位) 要介護4 (1,270 単位) 要介護5 (1,336 単位) 要介護1 (934 単位)																			
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,065 単位) 要介護4 (1,130 単位) 要介護5 (1,195 単位) 要介護1 (1,040 単位)																			
			b認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,171 単位) 要介護4 (1,236 単位) 要介護5 (1,300 単位) 要介護1 (919 単位)																			
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (1,040 単位) 要介護3 (1,104 単位) 要介護4 (1,168 単位) 要介護5 (1,232 単位) 要介護1 (1,074 単位)	×70/100		-12単位																
			b認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 (1,152 単位) 要介護3 (1,217 単位) 要介護4 (1,280 単位) 要介護5 (1,343 単位) 要介護1 (860 単位)																			
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (924 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,052 単位) 要介護5 (1,116 単位) 要介護1 (966 単位)																			
			b認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,094 単位) 要介護4 (1,158 単位) 要介護5 (1,221 単位) 要介護1 (767 単位)																			
		(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (830 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (959 単位) 要介護5 (1,023 単位) 要介護1 (873 単位)								×70/100	×90/100	×90/100									
			(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 (936 単位) 要介護3 (1,000 単位) 要介護4 (1,065 単位) 要介護5 (1,128 単位) 要介護1 (1,143 単位)																			
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	aユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位) 要介護1 (1,143 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100															
			bユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位) 要介護1 (1,088 単位)																			
		(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	aユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位) 要介護1 (1,088 単位)																			
			bユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位) 要介護1 (1,088 単位)																			
		(三) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室の多床室>		要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位) 要介護1 (1,088 単位)																			
	(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満		(654 単位)															×70/100	×90/100	×90/100		
		(二) 4時間以上6時間未満		(905 単位)																			
		(三) 6時間以上8時間未満		(1,257 単位)																			
		(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																					
		(6) 特定診療費																					
(7) サービス提供体制強化加算	大学病院	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)			×70/100	×90/100	×90/100	×97/100															
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																					
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																					
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																					
(8) 介護職員処遇改善加算	大学病院	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)			×70/100	×90/100	×90/100	×97/100															
		(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)																					
		(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)																					
		(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)																					
		(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)																					
				注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																			
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目																							

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

[illegible]

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施加算	介護福祉士加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	新卒者加算 新人研修生加算	医療機関連携加算	口腔機能管理連携加算	栄養士・栄養士加算	介護士等支援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合		
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (534 単位)	×70/100		→53単位		1月につき →200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき→100単位			1日につき →120単位			1月につき →80単位	1月につき →30単位	1日につき →5単位 (6月に1回を限度)		
	要介護2 (569 単位)			→60単位				1日につき →10単位								
	要介護3 (668 単位)			→67単位	1日につき →35単位		1日につき →12単位		1日につき →10単位							
	要介護4 (732 単位)			→73単位					1日につき →120単位							
	要介護5 (800 単位)			→80単位						1月につき →80単位		1月につき →30単位				
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)		×70/100													1日につき →20単位	訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 ・通院等乗降介助 1回につき 86単位 他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※	要介護1 (534 単位)	×70/100							1日につき →10単位			1日につき →120単位				
	要介護2 (569 単位)															
	要介護3 (668 単位)															
	要介護4 (732 単位)															
	要介護5 (800 単位)															

11 福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (別に指定福祉用具貸与に要する費用を当該事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額の事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (但しその費用に要する費用の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額の事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (但しその費用に要する費用の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額の事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (但しその費用に要する費用の1/3を限度)
	車いす付風呂			
	特殊寝台			
	特殊寝台付風呂			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助具			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排溺処理装置			

「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排溺処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,053単位) 要介護3・4・5 (1,368単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (527単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき －200単位
			要介護3・4・5 (684単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (316単位)					
			要介護3・4・5 (410単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ) (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)							

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。
※ハ(4)については、平成31年4月1日から算定できるものとする。

1 介護福祉施設サービス

[illegible]

2 介護保健施設サービス

[illegible]

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師超過増量減算を適用しない。
- ※ 夜間勤務乗乗減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
- ※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※3)を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が標準に達しない場合	注 高齢のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体障害者止未算入加算	注 廊下幅の設備基準を満たさない場合	注 若年認知症患者受入加算	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (622 単位)	×95/100	×95/100	×97/100	→62単位	診療所療養病床設備基準減算 →60単位	+120単位	
			要介護2 (672 単位)				→67単位			
			要介護3 (720 単位)				→72単位			
			要介護4 (768 単位)				→77単位			
			要介護5 (817 単位)				→82単位			
		b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (650 単位)				→65単位			
			要介護2 (702 単位)				→70単位			
			要介護3 (752 単位)				→75単位			
			要介護4 (802 単位)				→80単位			
			要介護5 (853 単位)				→85単位			
		c 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (641 単位)				→64単位			
			要介護2 (691 単位)				→69単位			
要介護3 (741 単位)	→74単位									
要介護4 (790 単位)	→79単位									
要介護5 (840 単位)	→84単位									
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	d 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (727 単位)	×95/100	×95/100	×97/100	→73単位				
		要介護2 (775 単位)				→78単位				
		要介護3 (825 単位)				→83単位				
		要介護4 (872 単位)				→87単位				
		要介護5 (921 単位)				→92単位				
	e 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 (759 単位)				→76単位				
		要介護2 (810 単位)				→81単位				
		要介護3 (861 単位)				→86単位				
		要介護4 (911 単位)				→91単位				
		要介護5 (962 単位)				→96単位				
	f 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 (748 単位)				→75単位				
		要介護2 (798 単位)				→80単位				
要介護3 (848 単位)		→85単位								
要介護4 (897 単位)		→90単位								
要介護5 (948 単位)		→95単位								
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (748 単位)	×95/100	×95/100	×97/100	→75単位				
		要介護2 (797 単位)				→80単位				
		要介護3 (845 単位)				→85単位				
		要介護4 (893 単位)				→90単位				
		要介護5 (942 単位)				→94単位				
		(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞				要介護1 (775 単位)	→78単位			
						要介護2 (827 単位)	→83単位			
						要介護3 (877 単位)	→88単位			
						要介護4 (927 単位)	→93単位			
						要介護5 (978 単位)	→98単位			
						(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1 (766 単位)	→77単位		
							要介護2 (816 単位)	→82単位		
要介護3 (866 単位)	→87単位									
要介護4 (915 単位)	→92単位									
要介護5 (965 単位)	→97単位									
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ) ＜ユニット型個室(多床室)＞	要介護1 (748 単位)		×95/100	×95/100	×97/100		→75単位			
	要介護2 (797 単位)						→80単位			
	要介護3 (845 単位)	→85単位								
	要介護4 (893 単位)	→90単位								
	要介護5 (942 単位)	→94単位								
	(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室(多床室)＞	要介護1 (775 単位)					→78単位			
		要介護2 (827 単位)					→83単位			
		要介護3 (877 単位)				→88単位				
		要介護4 (927 単位)				→93単位				
		要介護5 (978 単位)				→98単位				
		(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室(多床室)＞				要介護1 (766 単位)	→77単位			
						要介護2 (816 単位)	→82単位			
要介護3 (866 単位)			→87単位							
要介護4 (915 単位)			→92単位							
要介護5 (965 単位)			→97単位							
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定						
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定						
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)										
(4) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時指導等指導加算		a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)		注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合					
			b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)							
c 退院時指導加算 (400単位)										
d 退院時情報提供加算 (500単位)										
e 退院前連携加算 (500単位)										
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)										
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)										
(6) 臨床研修医の教育加算 (※1) (1月につき 300単位を加算)				注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。						
(7) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)				注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。						
(8) 経口維持加算(1月につき) (※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。						
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)									
(9) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1月につき 30単位を加算)				注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合						
(10) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)				注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。						
(11) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))										
(12) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)										
(13) 特定診療費 (※1)										
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)									
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日以内に1日につき200単位を加算)										
(16) 療養支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)										
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000)			注 所定単位数は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計						
		(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000)								
		(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000)								
		(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100)								
		(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)								

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規率に達しない場合には、(※1)を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注				注	注		
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	※介護1 (967 単位) ※介護2 (1,031 単位) ※介護3 (1,095 単位) ※介護4 (1,159 単位) ※介護5 (1,223 単位) ※介護6 (1,017 単位) ※介護7 (1,137 単位) ※介護8 (1,200 単位) ※介護9 (1,265 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	有数のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	※介護1 (912 単位) ※介護2 (978 単位) ※介護3 (1,047 単位) ※介護4 (1,114 単位) ※介護5 (1,180 単位) ※介護6 (1,018 単位) ※介護7 (1,085 単位) ※介護8 (1,151 単位) ※介護9 (1,219 単位)							
			c.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	※介護1 (884 単位) ※介護2 (950 単位) ※介護3 (1,015 単位) ※介護4 (1,080 単位) ※介護5 (1,145 単位) ※介護6 (980 単位) ※介護7 (1,055 単位) ※介護8 (1,121 単位) ※介護9 (1,186 単位)							
			d.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <従来型個室>	※介護1 (869 単位) ※介護2 (933 単位) ※介護3 (997 単位) ※介護4 (1,061 単位) ※介護5 (1,125 単位) ※介護6 (974 単位) ※介護7 (1,039 単位) ※介護8 (1,102 単位) ※介護9 (1,167 単位)							
			e.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <従来型個室>	※介護1 (810 単位) ※介護2 (874 単位) ※介護3 (938 単位) ※介護4 (1,002 単位) ※介護5 (1,066 単位) ※介護6 (916 単位) ※介護7 (979 単位) ※介護8 (1,044 単位) ※介護9 (1,108 単位)							
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	※介護1 (912 単位) ※介護2 (978 単位) ※介護3 (1,047 単位) ※介護4 (1,114 単位) ※介護5 (1,180 単位) ※介護6 (1,018 単位) ※介護7 (1,085 単位) ※介護8 (1,151 単位) ※介護9 (1,219 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100		×95/100
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <多床室>	※介護1 (884 単位) ※介護2 (950 単位) ※介護3 (1,015 単位) ※介護4 (1,080 単位) ※介護5 (1,145 単位) ※介護6 (980 単位) ※介護7 (1,055 単位) ※介護8 (1,121 単位) ※介護9 (1,186 単位)							
			c.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <従来型個室>	※介護1 (869 単位) ※介護2 (933 単位) ※介護3 (997 単位) ※介護4 (1,061 単位) ※介護5 (1,125 単位) ※介護6 (974 単位) ※介護7 (1,039 単位) ※介護8 (1,102 単位) ※介護9 (1,167 単位)							
			d.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <従来型個室>	※介護1 (810 単位) ※介護2 (874 単位) ※介護3 (938 単位) ※介護4 (1,002 単位) ※介護5 (1,066 単位) ※介護6 (916 単位) ※介護7 (979 単位) ※介護8 (1,044 単位) ※介護9 (1,108 単位)							
			e.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <多床室>	※介護1 (777 単位) ※介護2 (841 単位) ※介護3 (905 単位) ※介護4 (973 単位) ※介護5 (1,037 単位) ※介護6 (886 単位) ※介護7 (950 単位) ※介護8 (1,015 単位) ※介護9 (1,078 単位)							
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	※介護1 (912 単位) ※介護2 (978 単位) ※介護3 (1,047 単位) ※介護4 (1,114 単位) ※介護5 (1,180 単位) ※介護6 (1,018 単位) ※介護7 (1,085 単位) ※介護8 (1,151 単位) ※介護9 (1,219 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <多床室>	※介護1 (884 単位) ※介護2 (950 単位) ※介護3 (1,015 単位) ※介護4 (1,080 単位) ※介護5 (1,145 単位) ※介護6 (980 単位) ※介護7 (1,055 単位) ※介護8 (1,121 単位) ※介護9 (1,186 単位)							
			c.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <従来型個室>	※介護1 (869 単位) ※介護2 (933 単位) ※介護3 (997 単位) ※介護4 (1,061 単位) ※介護5 (1,125 単位) ※介護6 (974 単位) ※介護7 (1,039 単位) ※介護8 (1,102 単位) ※介護9 (1,167 単位)							
			d.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <従来型個室>	※介護1 (810 単位) ※介護2 (874 単位) ※介護3 (938 単位) ※介護4 (1,002 単位) ※介護5 (1,066 単位) ※介護6 (916 単位) ※介護7 (979 単位) ※介護8 (1,044 単位) ※介護9 (1,108 単位)							
			e.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅶ) <多床室>	※介護1 (777 単位) ※介護2 (841 単位) ※介護3 (905 単位) ※介護4 (973 単位) ※介護5 (1,037 単位) ※介護6 (886 単位) ※介護7 (950 単位) ※介護8 (1,015 単位) ※介護9 (1,078 単位)							
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	a.認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	※介護1 (967 単位) ※介護2 (1,031 単位) ※介護3 (1,059 単位) ※介護4 (1,159 単位) ※介護5 (1,223 単位) ※介護6 (1,017 単位) ※介護7 (1,137 単位) ※介護8 (1,200 単位) ※介護9 (1,265 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	有数のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	
			b.認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	※介護1 (912 単位) ※介護2 (978 単位) ※介護3 (1,047 単位) ※介護4 (1,114 単位) ※介護5 (1,180 単位) ※介護6 (1,018 単位) ※介護7 (1,085 単位) ※介護8 (1,151 単位) ※介護9 (1,219 単位)							
(3) ユニタ型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) ユニタ型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニタ型個室>	a.ユニタ型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニタ型個室>	※介護1 (1,157 単位) ※介護2 (1,221 単位) ※介護3 (1,285 単位) ※介護4 (1,349 単位) ※介護5 (1,413 単位) ※介護6 (1,207 単位) ※介護7 (1,271 単位) ※介護8 (1,335 単位) ※介護9 (1,399 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	
			b.ユニタ型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニタ型個室>	※介護1 (1,157 単位) ※介護2 (1,221 単位) ※介護3 (1,285 単位) ※介護4 (1,349 単位) ※介護5 (1,413 単位) ※介護6 (1,207 単位) ※介護7 (1,271 単位) ※介護8 (1,335 単位) ※介護9 (1,399 単位)							
(4) ユニタ型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	一般病院	(二) ユニタ型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニタ型個室>	a.ユニタ型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニタ型個室>	※介護1 (1,039 単位) ※介護2 (1,103 単位) ※介護3 (1,173 単位) ※介護4 (1,240 単位) ※介護5 (1,306 単位) ※介護6 (1,093 単位) ※介護7 (1,157 単位) ※介護8 (1,221 単位) ※介護9 (1,285 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	
			b.ユニタ型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <ユニタ型個室>	※介護1 (1,039 単位) ※介護2 (1,103 単位) ※介護3 (1,173 単位) ※介護4 (1,240 単位) ※介護5 (1,306 単位) ※介護6 (1,093 単位) ※介護7 (1,157 単位) ※介護8 (1,221 単位) ※介護9 (1,285 単位)							
注 外泊時費用				入院患者に対して帰宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定							
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他診療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定							
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)											
(5) 退院時指導等加算 (※1)		(一) 退院時指導加算	a.退院前訪問指導加算 (入院時1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	
			b.退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)								
			c.退院時情報提供加算 (500単位)								
			d.退院前連携加算 (500単位)								
			e.退院看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)								
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)											
(7) 低栄養リスク改善加算 (※1) (1月につき 300単位を加算)				注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。							
(8) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)				注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。							
(9) 経口維持加算(1月につき) (※1)		(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	a.経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	
			b.経口維持加算(Ⅱ) (100単位)								
(10) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1月につき 30単位を加算)				注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合							
(11) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)				注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。							
(12) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))											
(13) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)											
(14) 特定診療費 (※1)											
(15) 排せつ支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)											
(16) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	a.サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	
			b.サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
			c.サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
			d.サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
(17) 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×26/1000)	a.介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×26/1000)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	
			b.介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×19/1000)								
			c.介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×10/1000)								
			d.介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100)								
			e.介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)								

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(※1)を適用しない。

4 介護医療院サービス

[illegible]

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない

※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成30年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問入浴介護 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 845単位)		×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者 の利用者50人以上にサービ スを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注 居看護師の場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 複数名訪問加算 (Ⅰ)	注 複数名訪問加算 (Ⅱ)	注 1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時介護予防訪問看護加算(※)	注 特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (300単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (448単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (787単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,080単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (288単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (253単位)	×90/100				+300単位					1月につき +315単位	
	(2) 30分未満 (379単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (548単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (807単位)											

ハ 初回加算 (1月につき +300単位)
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +800単位)
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションメニューメント加算	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1回につき +20単位
	介護老人保健施設の場合 1回につき 290単位 介護医療院の場合							

ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注				
			注	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	中山間地域等に於ける小規模事業所加算				
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 第一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)							
		(二) 第一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)							
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時専従学総合管理料を算定する場合)	(一) 第一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位)							
		(二) 第一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (284単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (280単位)							
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 第一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)								
	(2) 第一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)								
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 第一建物居住者1人に対して行う場合 (555単位)		+15/100	+10/100	+5/100			
		(二) 第一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)							
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 第一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)							
		(二) 第一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (378単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)							
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 第一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)								
	(2) 第一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)								
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 第一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)								
	(2) 第一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (323単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)								
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)				注 定看護師が行う場合 ×90/100				
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)								

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心神経系障害患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーションマネジメント加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +330単位	利用開始日の属する月から3月以内 (1月につき +900単位)	減算対象月から6月以内 ×85/100	1月につき +240単位	－376単位
		要支援2 (1月につき 3,615単位)								－752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)								－376単位
		要支援2 (1月につき 3,615単位)								－752単位
	介護医療院の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)								－376単位
		要支援2 (1月につき 3,615単位)								－752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)										
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)										
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)										
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)								
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)								
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)								
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算) 要支援2 (1月につき 144単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算) 要支援2 (1月につき 96単位を加算)								
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算) 要支援2 (1月につき 48単位を加算)							
	リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×47/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計							
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000)										
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×19/1000)										
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																								
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等、ユニットケアにおける体制が未整備である場合	再生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活情報向上連携加算	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合																							
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (465 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100			1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +200単位 +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位																							
			要支援2 (577 単位)																																			
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (465 単位)																																			
			要支援2 (577 単位)																																			
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (437 単位)	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100					1日につき +13単位																														
		要支援2 (543 単位)																																				
	(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (437 単位)																																				
		要支援2 (543 単位)																																				
	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞					要支援1 (543 単位)									×97/100																						
							要支援2 (660 単位)																															
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞					要支援1 (543 単位)																															
							要支援2 (660 単位)																															
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞					要支援1 (512 単位)																															
							要支援2 (636 単位)																															
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞					要支援1 (512 単位)																															
							要支援2 (636 単位)																															
ハ 療養食加算				(1回につき 3単位を加算(1日に3回を限度))																																		
ニ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																																				
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																																				
ホ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																																				
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																																				
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																																				
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																																				
ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計																																	
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)																																				
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)																																				
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)																																				
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)																																				

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注									
				移動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の障害及 び入所者の数の合 計が入所定員を 超える場合 又は コ レ ク ス の 数 が 入 所 定 員 を 超 え る 場 合	医師、看護師 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は書 居療養士の人数 が基準に満たな い場合	移動のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニットア reaにおける体制 が未整備である 場合	移動職員配置 加算	認知症対応シ ン・実施加算	認知症対応シ ン・実施加算	認知症対応シ ン・実施加算									
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】	要支援1 (578 単位) 要支援2 (719 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位 +46単位 +46単位 +46単位	片道につき +184単位									
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (619 単位) 要支援2 (759 単位)																	
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	要支援1 (611 単位) 要支援2 (765 単位)																	
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (658 単位) 要支援2 (813 単位)																	
		a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (582 単位) 要支援2 (723 単位)																	
			b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】									要支援1 (619 単位) 要支援2 (774 単位)								
		a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (582 単位) 要支援2 (723 単位)																	
			b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】									要支援1 (619 単位) 要支援2 (774 単位)								
	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (566 単位) 要支援2 (705 単位)																		
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (599 単位) 要支援2 (750 単位)																	
	(2) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【基本型】									要支援1 (621 単位) 要支援2 (778 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位 +46単位 +46単位 +46単位	片道につき +184単位
			b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】									要支援1 (666 単位) 要支援2 (823 単位)								
			c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型個室の多床室＞【基本型】									要支援1 (621 単位) 要支援2 (778 単位)								
			d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞【在宅強化型】									要支援1 (666 単位) 要支援2 (823 単位)								
		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位) 要支援2 (806 単位)																	
			b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】									要支援1 (649 単位) 要支援2 (806 単位)								
a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】		要支援1 (649 単位) 要支援2 (806 単位)																		
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】	要支援1 (649 単位) 要支援2 (806 単位)																	
a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞		要支援1 (609 単位) 要支援2 (762 単位)																		
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (609 単位) 要支援2 (762 単位)																	
注 特別療養費																				
注 療養体制維持特別加算				(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) (二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)																
(3) 療養食加算				(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																
(4) 認知症専門ケア加算				(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 24単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 24単位を加算)																
(5) 緊急時施設療養費				(一) 緊急時施設療養管理 【療養型老健以外の場合】 (1月)に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定) 【療養型老健の場合】 (1月)に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定) (二) 特定治療																
(6) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																
(7) 介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×39/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×29/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×16/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×3/1000) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×3/1000)																

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

[illegible]

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (507 単位) 要支援2 (637 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 －60単位	－25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (534 単位) 要支援2 (664 単位)								
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (525 単位) 要支援2 (655 単位)								
		d.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (564 単位) 要支援2 (715 単位)								
		e.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (596 単位) 要支援2 (747 単位)								
		f.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (585 単位) 要支援2 (736 単位)								
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (451 単位) 要支援2 (563 単位)								
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (514 単位) 要支援2 (649 単位)								
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (742 単位)								×97/100
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (769 単位)								
			(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>								
		(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室的多床室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (742 単位)								
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 (616 単位) 要支援2 (769 単位)									
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 (607 単位) 要支援2 (760 単位)									
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
(5) 特定診療費											
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)										

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注						
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合						
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (813 単位)	×70/100	×90/100		×90/100								
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (974 単位)												
		看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (919 単位)												
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (1,074 単位)												
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (750 単位)	×70/100	×90/100	-12単位			片道につき +184単位						
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (919 単位)												
		看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (808 単位)												
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (998 単位)												
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (728 単位)												
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (892 単位)												
		看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (786 単位)												
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (971 単位)												
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (716 単位)												
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (876 単位)												
		看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (773 単位)												
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (955 単位)												
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (656 単位)												
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (817 単位)												
		経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (763 単位)												
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (918 単位)												
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (564 単位)	×70/100	×90/100	×90/100										
			要支援2 (725 単位)													
		(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (622 単位)													
			要支援2 (804 単位)													
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (939 単位)	×70/100	×90/100		×97/100								
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (1,095 単位)												
		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (832 単位)												
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (1,024 単位)												
	一般病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (939 単位)												
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (1,095 単位)												
		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (832 単位)												
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (1,024 単位)												
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																
(5) 特定診療費																
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)															
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)															
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)															
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)															
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計												
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)															
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)															
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)															
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)															

[illegible]

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止所費加算	生活機能向上支援加算	個別機能訓練加算	青年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理機能加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (150 単位)	×70/100		→15単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +15単位 (2回/1回を限度)		
	要支援2 (309 単位)			→31単位								
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)		×70/100										介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通所の各サービスの基本部分の報酬単位の 80/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) 介護予防福祉用具費 介護予防の福祉用具費と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業」「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」によるものがある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業」「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」によるものがある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×80/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)											

※ 限度額 要支援1 5,003単位
要支援2 10,479単位

9 介護予防福祉用具費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具費と加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具費 (現に指定介護予防福祉用具費とに要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに費と費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに費と費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに費と費の1/3を限度)
	車いす付用品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付用品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	歩行器			
	スロープ			
	歩行補助具			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

：「特別地域介護予防福祉用具費と加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき) (430単位)	
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成30年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

Ⅰ 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,666 単位)	×98/100	－62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき －600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位
		要介護2 (10,114 単位)		－111単位							
		要介護3 (16,793 単位)		－184単位							
		要介護4 (21,242 単位)		－233単位							
		要介護5 (25,690 単位)		－281単位							
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,267 単位)		－91単位							
		要介護2 (12,915 単位)		－141単位							
		要介護3 (19,714 単位)		－216単位							
		要介護4 (24,302 単位)		－266単位							
		要介護5 (29,441 単位)		－322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,666 単位)		－62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき －900単位							
	要介護2 (10,114 単位)		－111単位								
	要介護3 (16,793 単位)		－184単位								
	要介護4 (21,242 単位)		－233単位								
	要介護5 (25,690 単位)		－281単位								
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一 体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)										
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)										
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)										
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
			：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目								

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同一 建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,009単位)	1月につき 610単位	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物 の利用者20人以 上にサービスを行 う場合 ×90/100 事業所と同一建物 の利用者50人以 上にサービスを行 う場合 ×85/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 378単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 576単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 775単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,742単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×100/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×55/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2-2 地域密着型通所介護費

[illegible]

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1)イ (1割につき1の単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1割につき1.2の単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(2) (1割につき1の単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(3) (1割につき1の単位を加算)

二、労働組合員生活費 費合計	(1) 労働組合員生活費合計(1) (1月22日 + 労働費)×(1/6000)	労使協会は、おのづから(1)で算出した数値を次の合計
	(2) 労働組合員生活費合計(2) (1月22日 + 労働費)×(1/6000)	
	(3) 労働組合員生活費合計(3) (1月22日 + 労働費)×(1/6000)	
	(4) 労働組合員生活費合計(4) (1月22日 + (3)6000/100)	
	(5) 労働組合員生活費合計(5) (1月22日 + (3)6000/100)	

「分岐開始城郭」に居住する者へのサービス提供計画、「サービス提供体制強化計画」及び「介護職員処遇改善計画」は、軍給付保障官の社会的役割を定

基本部分		第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項	第14項	第15項	第16項	第17項	第18項	第19項	第20項	第21項	第22項	第23項	第24項	第25項	第26項	第27項	第28項	第29項	第30項	第31項	第32項	第33項	第34項	第35項	第36項	第37項	第38項	第39項	第40項	第41項	第42項	第43項	第44項	第45項	第46項	第47項	第48項	第49項	第50項	第51項	第52項	第53項	第54項	第55項	第56項	第57項	第58項	第59項	第60項	第61項	第62項	第63項	第64項	第65項	第66項	第67項	第68項	第69項	第70項	第71項	第72項	第73項	第74項	第75項	第76項	第77項	第78項	第79項	第80項	第81項	第82項	第83項	第84項	第85項	第86項	第87項	第88項	第89項	第90項	第91項	第92項	第93項	第94項	第95項	第96項	第97項	第98項	第99項	第100項	第101項	第102項	第103項	第104項	第105項	第106項	第107項	第108項	第109項	第110項	第111項	第112項	第113項	第114項	第115項	第116項	第117項	第118項	第119項	第120項	第121項	第122項	第123項	第124項	第125項	第126項	第127項	第128項	第129項	第130項	第131項	第132項	第133項	第134項	第135項	第136項	第137項	第138項	第139項	第140項	第141項	第142項	第143項	第144項	第145項	第146項	第147項	第148項	第149項	第150項	第151項	第152項	第153項	第154項	第155項	第156項	第157項	第158項	第159項	第160項	第161項	第162項	第163項	第164項	第165項	第166項	第167項	第168項	第169項	第170項	第171項	第172項	第173項	第174項	第175項	第176項	第177項	第178項	第179項	第180項	第181項	第182項	第183項	第184項	第185項	第186項	第187項	第188項	第189項	第190項	第191項	第192項	第193項	第194項	第195項	第196項	第197項	第198項	第199項	第200項	第201項	第202項	第203項	第204項	第205項	第206項	第207項	第208項	第209項	第210項	第211項	第212項	第213項	第214項	第215項	第216項	第217項	第218項	第219項	第220項	第221項	第222項	第223項	第224項	第225項	第226項	第227項	第228項	第229項	第230項	第231項	第232項	第233項	第234項	第235項	第236項	第237項	第238項	第239項	第240項	第241項	第242項	第243項	第244項	第245項	第246項	第247項	第248項	第249項	第250項	第251項	第252項	第253項	第254項	第255項	第256項	第257項	第258項	第259項	第260項	第261項	第262項	第263項	第264項	第265項	第266項	第267項	第268項	第269項	第270項	第271項	第272項	第273項	第274項	第275項	第276項	第277項	第278項	第279項	第280項	第281項	第282項	第283項	第284項	第285項	第286項	第287項	第288項	第289項	第290項	第291項	第292項	第293項	第294項	第295項	第296項	第297項	第298項	第299項	第300項	第301項	第302項	第303項	第304項	第305項	第306項	第307項	第308項	第309項	第310項	第311項	第312項	第313項	第314項	第315項	第316項	第317項	第318項	第319項	第320項	第321項	第322項	第323項	第324項	第325項	第326項	第327項	第328項	第329項	第330項	第331項	第332項	第333項	第334項	第335項	第336項	第337項	第338項	第339項	第340項	第341項	第342項	第343項	第344項	第345項	第346項	第347項	第348項	第349項	第350項	第351項	第352項	第353項	第354項	第355項	第356項	第357項	第358項	第359項	第360項	第361項	第362項	第363項	第364項	第365項	第366項	第367項	第368項	第369項	第370項	第371項	第372項	第373項	第374項	第375項	第376項	第377項	第378項	第379項	第380項	第381項	第382項	第383項	第384項	第385項	第386項	第387項	第388項	第389項	第390項	第391項	第392項	第393項	第394項	第395項	第396項	第397項	第398項	第399項	第400項	第401項	第402項	第403項	第404項	第405項	第406項	第407項	第408項	第409項	第410項	第411項	第412項	第413項	第414項	第415項	第416項	第417項	第418項	第419項	第420項	第421項	第422項	第423項	第424項	第425項	第426項	第427項	第428項	第429項	第430項	第431項	第432項	第433項	第434項	第435項	第436項	第437項	第438項	第439項	第440項	第441項	第442項	第443項	第444項	第445項	第446項	第447項	第448項	第449項	第450項	第451項	第452項	第453項	第454項	第455項	第456項	第457項	第458項	第459項	第460項	第461項	第462項	第463項	第464項	第465項	第466項	第467項	第468項	第469項	第470項	第471項	第472項	第473項	第474項	第475項	第476項	第477項	第478項	第479項	第480項	第481項	第482項	第483項	第484項	第485項	第486項	第487項	第488項	第489項	第490項	第491項	第492項	第493項	第494項	第495項	第496項	第497項	第498項	第499項	第500項	第501項	第502項	第503項	第504項	第505項	第506項	第507項	第508項	第509項	第510項	第511項	第512項	第513項	第514項	第515項	第516項	第517項	第518項	第519項	第520項	第521項	第522項	第523項	第524項	第525項	第526項	第527項	第528項	第529項	第530項	第531項	第532項	第533項	第534項	第535項	第536項	第537項	第538項	第539項	第540項	第541項	第542項	第543項	第544項	第545項	第546項	第547項	第548項	第549項	第550項	第551項	第552項	第553項	第554項	第555項	第556項	第557項	第558項	第559項	第560項	第561項	第562項	第563項	第564項	第565項	第566項	第567項	第568項	第569項	第570項	第571項	第572項	第573項	第574項	第575項	第576項	第577項	第578項	第579項	第580項	第581項	第582項	第583項	第584項	第585項	第586項	第587項	第588項	第589項	第590項	第591項	第592項	第593項	第594項	第595項	第596項	第597項	第598項	第599項	第600項	第601項	第602項	第603項	第604項	第605項	第606項	第607項	第608項	第609項	第610項	第611項	第612項	第613項	第614項	第615項	第616項	第617項	第618項	第619項	第620項	第621項	第622項	第623項	第624項	第625項	第626項	第627項	第628項	第629項	第630項	第631項	第632項	第633項	第634項	第635項	第636項	第637項	第638項	第639項	第640項	第641項	第642項	第643項	第644項	第645項	第646項	第647項	第648項	第649項	第650項	第651項	第652項	第653項	第654項	第655項	第656項	第657項	第658項	第659項	第660項	第661項	第662項	第663項	第664項	第665項	第666項	第667項	第668項	第669項	第670項	第671項	第672項	第673項	第674項	第675項	第676項	第677項	第678項	第679項	第680項	第681項	第682項	第683項	第684項	第685項	第686項	第687項	第688項	第689項	第690項	第691項	第692項	第693項	第694項	第695項	第696項	第697項	第698項	第699項	第700項	第701項	第702項	第703項	第704項	第705項	第706項	第707項	第708項	第709項	第710項	第711項	第712項	第713項	第714項	第715項	第716項	第717項	第718項	第719項	第720項	第721項	第722項	第723項	第724項	第725項	第726項	第727項	第728項	第729項	第730項	第731項	第732項	第733項	第734項	第735項	第736項	第737項	第738項	第739項	第740項	第741項	第742項	第743項	第744項	第745項	第746項	第747項	第748項	第749項	第750項	第751項	第752項	第753項	第754項	第755項	第756項	第757項	第758項	第759項	第760項	第761項	第762項	第763項	第764項	第765項	第766項	第767項	第768項	第769項	第770項	第771項	第772項	第773項	第774項	第775項	第776項	第777項	第778項	第779項	第780項	第781項	第782項	第783項	第784項	第785項	第786項	第787項	第788項	第789項	第790項	第791項	第792項	第793項	第794項	第795項	第796項	第797項	第798項	第799項	第800項	第801項	第802項	第803項	第804項	第805項	第806項	第807項	第808項	第809項	第810項	第811項	第812項	第813項	第814項	第815項	第816項	第817項	第818項	第819項	第820項	第821項	第822項	第823項	第824項	第825項	第826項	第827項	第828項	第829項	第830項	第831項	第832項	第833項	第834項	第835項	第836項	第837項	第838項	第839項	第840項	第841項	第842項	第843項	第844項	第845項	第846項	第847項	第848項	第849項	第850項	第851項	第852項	第853項	第854項	第855項	第856項	第857項	第858項	第859項	第860項	第861項	第862項	第863項	第864項	第865項	第866項	第867項	第868項	第869項	第870項	第871項	第872項	第873項	第874項	第875項	第876項	第877項	第878項	第879項	第880項	第881項	第882項	第883項	第884項	第885項	第886項	第887項	第888項	第889項	第890項	第891項	第892項	第893項	第894項	第895項	第896項	第897項	第898項	第899項	第900項	第901項	第902項	第903項	第904項	第905項	第906項	第907項	第908項	第909項	第910項	第911項	第912項	第913項	第914項	第915項	第916項	第917項	第918項	第919項	第920項	第921項	第922項	第923項	第924項	第925項	第926項	第927項	第928項	第929項	第930項	第931項	第932項	第933項	第934項	第935項	第936項	第937項	第938項	第939項	第940項	第941項	第942項	第943項	第944項	第945項	第946項	第947項	第948項	第949項	第950項	第951項	第952項	第953項	第954項	第955項	第956項	第957項	第958項	第959項	第960項	第961項	第962項	第963項	第964項	第965項	第966項	第967項	第968項	第969項	第970項	第971項	第972項	第973項	第974項	第975項	第976項	第977項	第978項	第979項	第980項	第981項	第982項	第983項	第984項	第985項	第986項	第987項	第988項	第989項	第990項	第991項	第992項	第993項	第994項	第995項	第996項	第997項	第998項	第999項	第1000項	第1001項	第1002項	第1003項	第1004項	第1005項	第1006項	第1007項	第1008項	第1009項	第1010項	第1011項	第1012項	第1013項	第1014項	第1015項	第1016項	第1017項	第1018項	第1019項	第1020項	第1021項	第1022項	第1023項	第1024項	第1025項	第1026項	第1027項	第1028項	第1029項	第1030項	第1031項	第1032項	第1033項	第1034項	第1035項	第1036項	第1037項	第1038項	第1039項	第1040項	第1041項	第1042項	第1043項	第1044項	第1045項	第1046項	第1047項	第1048項	第1049項	第1050項	第1051項	第1052項	第1053項	第1054項	第1055項	第1056項	第1057項	第1058項	第1059項	第1060項	第1061項	第1062項	第1063項	第1064項	第1065項	第1066項	第1067項	第1068項	第1069項	第1070項	第1071項	第1072項	第1073項	第1074項	第1075項	第1076項	第1077項	第1078項	第1079項	第1080項	第1081項	第1082項	第1083項	第1084項	第1085項	第1086項	第1087項	第1088項	第1089項	第1090項	第1091項	第1092項	第1093項	第1094項	第1095項	第1096項	第1097項	第1098項	第1099項	第1100項	第1101項	第1102項	第1103項	第1104項	第1105項	第1106項	第1107項	第1108項	第1109項	第1110項	第1111項	第1112項	第1113項	第1114項	第1115項	第1116項	第1117項	第1118項	第1119項	第1120項	第1121項	第1122項	第1123項	第1124項	第1125項	第1126項	第1127項	第1128項	第1129項	第1130項	第1131項	第1132項	第1133項	第1134項	第1135項	第1136項	第1137項	第1138項	第1139項	第1140項	第1141項	第1142項	第1143項	第1144項	第1145項	第1146項	第1147項	第1148項	第1149項	第1150項	第1151項	第1152項	第1153項	第1154項	第1155項	第1156項	第1157項	第1158項	第1159項	第1160項	第1161項	第1162項	第1163項	第1164項	第1165項	第1166項	第1167項	第1168項	第1169項	第1170項	第1171項	第1172項	第1173項	第1174項	第1175項	第1176項	第1177項	第1178項	第1179項	第1180項	第1181項	第1182項	第1183項	第1184項	第1185項	第1186項	第1187項	第1188項	第1189項	第1190項	第1191項	第1192項	第1193項	第1194項	第1195項	第1196項	第1197項	第1198項	第1199項	第1200項	第1201項	第1202項	第1203項	第1204項	第1205項	第1206項	第1207項	第1208項	第1209項	第1210項	第1211項	第1212項	第1213項	第1214項	第1215項	第1216項	第1217項	第1218項	第1219項	第1220項	第1221項	第1222項	第1223項	第1224項	第1225項	
------	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注			
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算			
					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,320 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100		
		要介護2 (15,167 単位)						
		要介護3 (22,062 単位)						
		要介護4 (24,350 単位)						
		要介護5 (26,849 単位)						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,298 単位)						
		要介護2 (13,665 単位)						
		要介護3 (19,878 単位)						
		要介護4 (21,939 単位)						
		要介護5 (24,191 単位)						
		要介護1 (565 単位)						
		要介護2 (632 単位)						
		要介護3 (700 単位)						
		要介護4 (767 単位)						
		要介護5 (832 単位)						
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)					
			(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)					
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)							
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)							
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)							
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)					
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)					
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)					
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)							
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)							
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))					
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合							
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)							
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)							
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)							
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)							
	(2) ロを算定している場合							
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)							
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)							
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)							
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)							
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)							
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)							
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)							

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (759 単位)	×97/100	利用者の数が利用定員を超える場合	又は介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算 →76単位 →80単位 →82単位 →84単位 →85単位 →75単位 →78単位 →81単位 →82単位 →84単位	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
		要介護2 (795 単位)								
		要介護3 (818 単位)								
		要介護4 (835 単位)								
		要介護5 (852 単位)								
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (747 単位)								
		要介護2 (782 単位)								
		要介護3 (806 単位)								
		要介護4 (822 単位)								
		要介護5 (838 単位)								
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (787 単位)	×70/100	×70/100	×70/100		1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
		要介護2 (823 単位)								
		要介護3 (847 単位)								
		要介護4 (863 単位)								
		要介護5 (880 単位)								
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (775 単位)								
		要介護2 (811 単位)								
		要介護3 (835 単位)								
		要介護4 (851 単位)								
		要介護5 (867 単位)								
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定							
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)									
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)									
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)							
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算)									
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算)									
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)									
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算 (1月につき 200単位を加算)										
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)							
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))							
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)									
注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計										

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に達し ない場合	注 身体拘束禁止未 実施減算	注 入居継続支援 加算	注 生活機能向上運 機加算	注 個別機能訓練 加算	注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 栄養スクリーニ ング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (534 単位)	×70/100	～53単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)
	要介護2 (599 単位)		～60単位								
	要介護3 (668 単位)		～67単位								
	要介護4 (732 単位)		～73単位								
	要介護5 (800 単位)		～80単位								
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 (534 単位)	×70/100					1日につき +10単位	1日につき +120単位			
	要介護2 (599 単位)										
	要介護3 (668 単位)										
	要介護4 (732 単位)										
	要介護5 (800 単位)										
ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)		注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

[illegible]

8 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算（1月につき）	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1日につき）
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1（ 12,341単位	×70／100	×70／100	×70／100	×97／100	+5／100	—925単位	—925単位	—30単位
		要介護2（ 17,268単位						—925単位	—925単位	—30単位
		要介護3（ 24,274単位						—925単位	—925単位	—30単位
		要介護4（ 27,531単位						—1,850単位	—1,850単位	—60単位
		要介護5（ 31,141単位						—2,914単位	—2,914単位	—95単位
	（2）同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（ 11,119単位						—925単位	—925単位	—30単位
		要介護2（ 15,558単位						—925単位	—925単位	—30単位
		要介護3（ 21,871単位						—925単位	—925単位	—30単位
		要介護4（ 24,805単位						—1,850単位	—1,850単位	—60単位
		要介護5（ 28,058単位						—2,914単位	—2,914単位	—95単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1（ 565単位								
		要介護2（ 632単位								
		要介護3（ 700単位								
		要介護4（ 767単位								
		要介護5（ 832単位								

ハ 初期加算
(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 認知症加算
(イを算定する場合のみ算定) (1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)
(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)

ホ 若年性認知症利用者受入加算
(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)

ロ 栄養スクリーニング加算
(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))

ド 通院時共同指導加算
(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 600単位を加算)

ゼ 緊急時訪問看護加算
(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 574単位を加算)

リ 特別管理加算
(イを算定する場合のみ算定) (1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)
(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)

ヌ ターミナルケア加算
(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2,000単位を加算)

ル 看護体制強化加算
(イを算定する場合のみ算定) (1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算)
(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)

レ 訪問体制強化加算
(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)

ロ 総合マネジメント体制強化加算
(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)

カ サービス提供体制強化加算
(1) イを算定している場合
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)
(2) ロを算定している場合
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)

コ 介護職員処遇改善加算
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)×90/100)
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)×80/100)

注
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注
所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

1 介護予防認知症対応型通所介護費

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,403 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要支援2 (6,877 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,066 単位)				
		要支援2 (6,196 単位)				
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (419 単位)				
		要支援2 (524 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)			
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)			
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)			
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)					
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)					
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)					
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計			
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)					
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)					
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)						
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)						

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注		注	注						
			夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合 又は	身体拘束薬 止未実施減 算	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算						
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2 (755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき +50単位									
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2 (743 単位)				-74単位		1日につき +25単位								
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2 (783 単位)					1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位						
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2 (771 単位)						1日につき +25単位								
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定													
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)													
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))													
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)															
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)													
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合											
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))													
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)															
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)															
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)															
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)									注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)															
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)															
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)															
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)															

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

(別紙 1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等										割引		
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3	5級地	1 / 2	
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある											
				サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり											
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ											
				共生型サービスの提供 （居宅介護事業所）	1 なし 2 あり											
				共生型サービスの提供 （重度訪問介護事業所）	1 なし 2 あり											
				特別地域加算	1 なし 2 あり											
				中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当											
				中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当											
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ											
12	訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり										1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当											
				中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当											
				サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ											
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ											
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応サービス連携		特別地域加算	1 なし 2 あり											
				中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当											
				中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当											
				緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり											
				特別管理体制	1 対応不可 2 対応可											
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり											
				看護体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ											
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 イ及びロの場合 3 ハの場合											

14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ	
				社会参加支援加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり	
31	居宅療養管理指導			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
15	通所介護	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				共生型サービスの提供（生活介護事業所）	1 なし 2 あり	
				共生型サービスの提供（自立訓練事業所）	1 なし 2 あり	
				共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	1 なし 2 あり	
				共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	1 なし 2 あり	
				生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制Ⅰ	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制Ⅱ	1 なし 2 あり	
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				ADL維持等加算	1 なし 2 あり	
				認知症加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

16	通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所(病院・診療所) 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設) A 通常規模の事業所(介護医療院) 5 大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) 8 大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設) B 大規模の事業所(Ⅰ)(介護医療院) 6 大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所) 9 大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設) C 大規模の事業所(Ⅱ)(介護医療院)		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
				リハビリテーション提供体制加算	1 なし 2 あり
				入浴介助体制	1 なし 2 あり
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ
				短期集中個別リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり
				認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
				社会参加支援加算	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ

21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	1 なし 2 あり	
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			看護体制加算Ⅰ又はⅢ	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ	
			看護体制加算Ⅱ又はⅣ	1 なし 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅳ	
			医療連携強化加算	1 なし 2 あり	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ	
			介護ロボットの導入	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

22	短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症利用者受入加算 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 リハビリテーション提供体制 認知症ケア加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算Ⅰ 療養体制維持特別加算Ⅱ 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

22	短期入所療養介護	9 介護老人保健施設（Ⅳ） A ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

23	短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I型（療養機能強化型以外） 5 I型（療養機能強化型A） 6 I型（療養機能強化型B） 3 II型（療養機能強化型以外） 7 II型（療養機能強化型） 4 III型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

23	短期入所療養介護	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I 型 3 II 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				療養食加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ

23	短期入所療養介護	2 診療所型	1 I型（療養機能強化型以外） 3 I型（療養機能強化型A） 4 I型（療養機能強化型B） 2 II型	設備基準	1 基準型 2 減算型	
				食堂の有無	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				食堂の有無	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

2A	短期入所療養介護	1 I型介護医療院	1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ） 3 I型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準 職員欠員による減算の状況 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 重度認知症疾患療養体制加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		2 II型介護医療院	1 II型（Ⅰ） 2 II型（Ⅱ） 3 II型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準 職員欠員による減算の状況 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 重度認知症疾患療養体制加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

2A	短期入所療養介護	3 特別介護医療院	1 I 型 2 II 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		4 ユニット型Ⅰ型介護医療院	1 I 型（Ⅰ） 2 I 型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

2A	短期入所療養介護	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		6 ユニット型特別介護医療院	1 Ⅰ型 2 Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 3 養護老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型） 7 養護老人ホーム（混合型）	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				入居継続支援加算	1 なし 2 あり	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
27	特定施設入居者生活介護 （短期利用型）	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
17	福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
43	居宅介護支援			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				特定事業所集中減算	1 なし 2 あり	
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				特定事業所加算Ⅳ	1 なし 2 あり	
				ターミナルケアマネジメント加算	1 なし 2 あり	

51	介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設 2 経過的小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型経過的小規模介護福祉施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
			看護体制加算Ⅰ	1 なし 2 あり	
			看護体制加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ	
			介護ロボットの導入	1 なし 2 あり	
			準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
			精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
			障害者生活支援体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			配置医師緊急時対応加算	1 なし 2 あり	
			看取り介護体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

52	介護保健施設サービス	1 介護保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

52	介護保健施設サービス	5 介護保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7 介護保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護保健施設（Ⅲ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算Ⅰ 療養体制維持特別加算Ⅱ 栄養マネジメント体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法 4 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		9 介護保健施設（Ⅳ） A ユニット型介護保健施設（Ⅳ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

53	介護療養施設サービス	1 病院療養型	2 I型（療養機能強化型以外） 5 I型（療養機能強化型A） 6 I型（療養機能強化型B） 3 II型（療養機能強化型以外） 7 II型（療養機能強化型） 4 III型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 入院患者に関する基準 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 入院患者に関する基準 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 基準型 2 減算型 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

53	介護療養施設サービス	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I 型 3 II 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員
				入院患者に関する基準	1 基準型 2 減算型
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
				療養食加算	1 なし 2 あり
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ

53	介護療養施設サービス	2 診療所型	1 I型（療養機能強化型以外） 3 I型（療養機能強化型A） 4 I型（療養機能強化型B） 2 II型	入院患者に関する基準	1 基準型 2 減算型	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V	
		7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	入院患者に関する基準	1 基準型 2 減算型	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V	
		3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				入院患者に関する基準	1 基準型 2 減算型	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V	

55	介護医療院サービス	1 I型介護医療院	1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ） 3 I型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				移行定着支援加算	1 なし 2 あり	
		2 II型介護医療院	1 II型（Ⅰ） 2 II型（Ⅱ） 3 II型（Ⅲ）	サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				移行定着支援加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

55	介護医療院サービス	3 特別介護医療院	1 I 型 2 II 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		4 ユニット型Ⅰ型介護医療院	1 I 型（Ⅰ） 2 I 型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				移行定着支援加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

55	介護医療院サービス	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				移行定着支援加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		6 ユニット型特別介護医療院	1 Ⅰ型 2 Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等												
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3	5級地		
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1	定期巡回の指定を受けていない										
					2	定期巡回の指定を受けている										
					3	定期巡回の整備計画がある										
				サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり								
				共生型サービスの提供 （居宅介護事業所）	1	なし	2	あり								
				共生型サービスの提供 （重度訪問介護事業所）	1	なし	2	あり								
				特別地域加算	1	なし	2	あり								
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応型サービス連携		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				特別地域加算	1	なし	2	あり								
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当								
				短期集中リハビリテーション実施加算	1	なし	2	あり								
				リハビリテーションマネジメント加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ	5	加算Ⅳ		
				社会参加支援加算	1	なし	2	あり								

15	通所介護	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			共生型サービスの提供 （生活介護事業所）	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 （自立訓練事業所）	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 （児童発達支援事業所）	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 （放課後等デイサービス事業所）	1 なし 2 あり
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり
			入浴介助体制	1 なし 2 あり
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり
			個別機能訓練体制Ⅰ	1 なし 2 あり
			個別機能訓練体制Ⅱ	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算	1 なし 2 あり
			認知症加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙 1 - 2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等										割引						
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3	5級地						
62	介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1	なし	2	あり							1	なし	2	あり		
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				サービス提供体制強化加算	1	なし	3	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ										
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ						
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1	なし	2	あり												
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当												
				緊急時介護予防訪問看護加算	1	なし	2	あり												
				特別管理体制	1	対応不可	2	対応可												
				看護体制強化加算	1	なし	2	あり												
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	あり												

64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり	
34	介護予防居宅療養管理指導			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
66	介護予防通所リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 あり	
				生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	1 なし 2 あり	
				生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

25	介護予防短期入所療養介護	5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算Ⅰ 療養体制維持特別加算Ⅱ 療養食加算 認知症専門ケア加算 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		9 介護老人保健施設（Ⅳ） A ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I 型（療養機能強化型以外） 5 I 型（療養機能強化型 A） 6 I 型（療養機能強化型 B） 3 II 型（療養機能強化型以外） 7 II 型（療養機能強化型） 4 III 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				療養食加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ

26	介護予防短期入所療養介護	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

26	介護予防短期入所療養介護	2 診療所型	1 I型（療養機能強化型以外） 3 I型（療養機能強化型A） 4 I型（療養機能強化型B） 2 II型	設備基準	1 基準型 2 減算型	
				食堂の有無	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 療養機能強化型A 2 療養機能強化型B 3	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				食堂の有無	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

2B	介護予防短期入所療養介護	1 I型介護医療院	1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ） 3 I型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		2 II型介護医療院	1 II型（Ⅰ） 2 II型（Ⅱ） 3 II型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

2B	介護予防短期入所療養介護	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		4 ユニット型Ⅰ型介護医療院	1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

2B	介護予防短期入所療養介護	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		6 ユニット型特別介護医療院	1 Ⅰ型 2 Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
67	介護予防福祉用具貸与			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		そ の 他 該 当 す る 体 制 等											
各サービス共通						地域区分		1 4	1 級地 6 級地	6 9	2 級地 7 級地	7 5	3 級地 その他	2	4 級地	3	5 級地
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算		1	なし	2	あり								
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）		1	非該当	2	該当								
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		特別地域加算		1	なし	2	あり								
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		1	非該当	2	該当								
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）		1	非該当	2	該当								
				リハビリテーションマネジメント加算		1	なし	2	あり								
				事業所評価加算〔申出〕の有無		1	なし	2	あり								
				事業所評価加算		1	なし	2	あり								

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙 1 - 3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分		人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等										割 引			
各サービス共通					地域区分	1 4	1 級地 6 級地	6 9	2 級地 7 級地	7 5	3 級地 その他	2 4 級地	3 5 級地					
76	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1 2	一 体型 連 携型		特別地域加算	1	なし	2	あり						1	なし	2	あり
					中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当									
					中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当									
					緊急時訪問看護加算	1	なし	2	あり									
					特別管理体制	1	対応不可	2	対応可									
					ターミナルケア体制	1	なし	2	あり									
					総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり									
					サービス提供体制強化加算	1	なし	5	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ	4			加算Ⅲ	
					介護職員処遇改善加算	1 4	なし	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ	加算Ⅴ		
71	夜間対応型訪問介護	1 2	Ⅰ 型 Ⅱ 型		24時間通報対応加算	1	対応不可	2	対応可						1	なし	2	あり
					サービス提供体制強化加算	1	なし	4	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	5	加算Ⅱイ	3	加算Ⅱロ			
					介護職員処遇改善加算	1 4	なし	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ	加算Ⅴ		

78	地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所 2 療養通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
			共生型サービスの提供 (生活介護事業所)	1 なし 2 あり	
			共生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	1 なし 2 あり	
			共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所)	1 なし 2 あり	
			共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	1 なし 2 あり	
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
			入浴介助体制	1 なし 2 あり	
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制Ⅰ	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制Ⅱ	1 なし 2 あり	
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
			ADL維持等加算	1 なし 2 あり	
			認知症加算	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			栄養改善体制	1 なし 2 あり	
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
			個別送迎体制強化加算	1 なし 2 あり	
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	入浴介助体制	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			栄養改善体制	1 なし 2 あり	
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			栄養改善体制	1 なし 2 あり	
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				看取り連携体制加算	1 なし 2 あり	
				訪問体制強化加算	1 なし 2 あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
32	認知症対応型共同生活介護	1 I 型 2 II 型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				利用者の入院期間中の体制	1 対応不可 2 対応可	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				医療連携体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	1 I 型 2 II 型		介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
				夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				医療連携体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム 7 サテライト型養護老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				入居継続支援加算	1 なし 2 あり	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム		介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

54	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1 地域密着型介護老人福祉施設 2 サテライト型地域密着型介護老人福祉施設 3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 4 サテライト型ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設	1 経過 的施設 以外 2 経過 的施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
				看護体制加算Ⅰ	1 なし 2 あり	
				看護体制加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ	
				介護ロボットの導入	1 なし 2 あり	
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				配置医師緊急時対応加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				小規模拠点集合体制	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

77	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 訪問看護体制減算 サテライト体制 若年性認知症利用者受入加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
79	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型		職員の欠員による減算の状況 時間延長サービス体制 入浴介助体制 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり

37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	1 I 型 2 II 型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				利用者の入院期間中の体制	1 対応不可 2 対応可	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
39	介護予防認知症対応型 共同生活介護（短期利用 型）	1 I 型 2 II 型		介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
				夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分		人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等										
各サービス共通					地域区分	1 4	1 級地 6 級地	6 9	2 級地 7 級地	7 5	3 級地 その他	2	4 級地	3	5 級地
76	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1 2	一体型 連携型		特別地域加算	1	なし	2	あり						
					中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当						
					中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当						
					緊急時訪問看護加算	1	なし	2	あり						
					特別管理体制	1	対応不可	2	対応可						
					ターミナルケア体制	1	なし	2	あり						
					総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり						
71	夜間対応型訪問介護	1 2	I 型 II 型		24時間通報対応加算	1	対応不可	2	対応可						

78	地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			共生型サービスの提供 (生活介護事業所)	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所)	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	1 なし 2 あり
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり
			入浴介助体制	1 なし 2 あり
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり
			個別機能訓練体制Ⅰ	1 なし 2 あり
			個別機能訓練体制Ⅱ	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算	1 なし 2 あり
			認知症加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			入浴介助体制	1 なし 2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			看取り連携体制加算	1 なし 2 あり
			訪問体制強化加算	1 なし 2 あり
68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員

77	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 訪問看護体制減算 サテライト体制 若年性認知症利用者受入加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
79	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型		職員の欠員による減算の状況 時間延長サービス体制 入浴介助体制 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。